

募集要項

1 事業名

尼崎市シニア元気アップパンフレット協働発行事業

2 目的

高齢者等の社会参加を促す「参加できる場」、「利用できる場」の情報等を掲載したシニア元気アップパンフレット（以下、「元気パンフ」という。）を発行するにあたり、協働事業候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、応募等に必要な事項を定めることを目的とする。

3 募集内容

- (1) 事業内容 仕様書のとおり
- (2) 協定締結期間 締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、締結された次年度以降については、各年度において市または協働事業者からの解約の申し出がない場合は、協定が締結された年度の次々年度末まで継続できるものとする。

4 応募者資格

本事業へ参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 社会参加を促すパンフレット（冊子）を発行した実績があること。
- (2) 尼崎市民の従業員を雇用している場合、地方税法第321条の4及び尼崎市市税条例第33条の3に規定による個人市民税・県民税特別徴収について、完全実施していること。
- (3) 国税、地方税を完納している者。
- (4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び尼崎市の指示に柔軟に対応できる者。
- (5) 次の事項に該当しない者。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - イ 尼崎市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者。
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者。
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体。
 - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - (カ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

5 スケジュール

項目	日程
募集期間	令和5年2月22日(水)～3月15日(水)
参加表明の受付	令和5年2月22日(水)～3月8日(水)午後5時まで(期限厳守)
質問の受付	
質問の回答	随時、尼崎市ホームページにて公表する。
応募書類の受付	令和5年2月22日(水)～3月15日(水)午後5時まで(期限厳守) ※注意：必ず事前に参加表明書を提出ください。
書類審査	令和5年3月中旬から下旬
選定結果通知	令和5年3月24日(金)までに書面で通知する。
協定締結予定日	令和5年4月初旬

6 参加表明

令和5年3月8日(水)午後5時まで(必着)に、**参加表明書(様式1号)**を尼崎市役所北館3階の包括支援担当へ持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、本要項「10. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「参加表明書の提出」と入力し、送付すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

令和5年3月8日(水)午後5時まで(必着)に、**質問票(様式4号)**を本要項「10. 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「質問票の提出」と入力し、送付すること(来庁や電話などによる受付は行わない)。

なお、審査内容に関する質問は一切受け付けない。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、質問者名などをふせて質問内容とともに、本市のホームページ(本要項を掲載している画面と同一画面上)で公表する。

8 応募書類

令和5年3月15日(水)午後5時まで(必着)に、応募書類を尼崎市役所北館3階の包括支援担当へ持参もしくは郵送すること(事前に参加表明書を必ず提出ください)。

なお、応募書類は下記のとおり。

(1) **企画提案書(様式2号) ※必要に応じて列幅などの調整可**

会社概要・業務実施体制・過去の同種業務の実績については、様式2を使用するものとするが、**提案事業内容(下記ア～オは必須)**については任意の様式とする(A4判の用紙(必要に応じてA3判折りも可)を使用すること)。

ア 掲載内容の構成や具体的なレイアウト(見本)

イ 発行部数や刷り色、規格、用紙、製本、校正回数

ウ 広告の募集方法や広告内容の確認の体制、実績、掲載予定広告

エ 発行までのスケジュール

オ その他の独自企画及びPR資料(ただし、本市に有益と思われる企画に限る)

(2) **誓約書(様式3号)**

(3) 過去の同種業務実績に係る成果物最大**2つまで**

(4) 法人登記簿謄本(提出日から発行3ヶ月以内のもの)

(5) 納税証明書(提出日から発行日3ヶ月以内のもの)

法人市民税の未納の税額がないことを証明できるもの

(6) 会社概要補足資料

会社規模、従業員数、実績等が記載されている会社パンフレットなど

(7) 応募の辞退について

参加表明書または、応募書類提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「プロポーザル辞退届」(様式5号)を提出すること。

※ その他審査にあたり必要な書類を求められることがある。

※ 応募書類に係る経費は、応募事業者の負担とし、提出された書類、資料は返却しない。

※ 企画提案内容は、採用となった事業者と協議のうえ、変更することがある。

※ 提出された書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

※ (1)~(6)にそれぞれインデックスをつけ製本し、8部(原本1部、副本7部)提出ください。

9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型企画提案(プロポーザル)方式とする。

ア 審査方法等

(ア) 審査は、本市職員で組織する尼崎市シニア元気アップパンフレット協働発行事業に係る選定会議で行う。

(イ) 応募書類で選定(書類審査)を行うこととし、プレゼンテーションは実施しないが、応募書類の詳細を確認するため、審査前に包括支援担当がヒアリングを行う。

(ウ) 審査基準に沿って審査を行った結果、一定の基準を上回った提案者のうち、得点が高い提案者を協働事業候補者とし、協働事業に係る協定を市と締結する。

(エ) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(オ) 候補者は、特別な理由がない限り、協働事業の交渉相手方となる。

イ 選定結果の通知

令和5年3月24日(金)までに、書面で通知する。

(2) 審査基準

選定会議において次のア~オの審査基準により、総合的な視点から審査を行うとともに、市内の経済活性化の観点から、市内に本社や支店を置く事業者、市内在住者の雇用の提案があれば、審査基準において一定の加点を行い、協働事業候補者を選定する。

ア 実施体制

イ スケジュール

ウ 広告関連

エ デザイン・構成

オ 独自提案

10 連絡先及び提出先

尼崎市健康福祉局福祉部包括支援担当

〒660-8501

尼崎市東七松町1-23-1 尼崎市役所 北館3階

電話番号: 06-6489-6356

電子メール: ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

担当者: 古川・松井

以上